堺市監査委員公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 30 日

堺市監査委員　伊豆丸　精　二
同　大　林　健　二
同　原　繭　子
同　澤　由　美

監査結果報告

第１　監査の種類
　　公の施設の指定管理者監査

第２　監査の対象
　　堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園

第３　監査の対象期間
　　令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月31日）
　　ただし、必要に応じて他年度を含む。

第４　監査の実施期間
　　令和７年11月１日～令和８年３月30日

第５　施設の概要
　＜所管部局＞
　　文化観光局　文化国際部　文化課

　＜指定管理者＞
　　団体名　フェニーチェ堺共同事業体
　　代表団体　公益財団法人堺市文化振興財団
　　構成団体　大成有楽不動産株式会社
　　構成団体　株式会社スタービーイング

　＜指定の期間及び指定管理に係る経費＞
　　令和６年４月１日から令和16年３月31日まで
　　令和６年度の委託料　４億4,728万3,374円

　＜施設名及びその主な内容＞
　　名　　称　　堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園
　　所 在 地　　堺区翁橋町
　　設置年月　【堺市民芸術文化ホール】令和元年10月
　　　　【堺市翁橋公園】平成31年１月
　　設置目的　【堺市民芸術文化ホール】
　　　　優れた舞台芸術を始め、多彩な芸術文化の鑑賞、創造、交流及び普及活動を促進することにより、市民文化の更なる向

上を図るとともに、魅力及び活力のある地域社会の形成並びに都市魅力の創造及び発信に資することを目的とする。

【堺市翁橋公園】

都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

施設規模　【堺市民芸術文化ホール】

鉄筋コンクリート造　地下1階、地上6階建

敷地面積：14,333 ㎡

建築面積：8,848 ㎡

延床面積：19,815 ㎡

【堺市翁橋公園】

3,080 ㎡

施設内容　大ホール（2,000席）、小ホール（312席）、大スタジオ、小スタジオ、多目的室、文化交流室、楽屋、交流・創作ガレリア、屋上庭園、レストラン、事務室、備蓄倉庫、駐車場

第6　事業状況

＜利用状況＞　令和6年度

	区分稼働率（%）	利用者数（人）
大ホール	71.0	247,515
小ホール	53.1	34,898
大スタジオ	62.6	25,760
小スタジオA	43.5	2,102
小スタジオB	41.6	3,564
小スタジオC	47.9	4,989
文化交流室A	52.8	5,671
文化交流室B	46.2	5,321
文化交流室C	43.7	4,822
多目的室	47.9	20,645
その他	—	122,767
合計	—	478,054

＜収支状況＞　令和 6 年度

（単位：円）

	金　　額
収　　入	817,615,858
指定管理料	447,283,374
利用料金	141,731,957
入場料、参加費	131,919,190
その他	96,681,337
支　　出	820,323,619
人件費	202,539,725
管理費	617,783,894
収支差額	▲2,707,761

※収入のその他欄には、利用料金である駐車場収入 25,597,600 円等が含まれる。

（指定管理者提出資料から抜粋し一部加工）

第７　監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

１　指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

２　協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

３　事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。

ア　株式会社スタービーイングが担当する「ホール（駐車場を除く）の運営に関する業務」における人件費、租税公課に利益相当額が含まれているなど、計上誤りがあった。

イ　大成有楽不動産株式会社が担当する「施設の維持管理に関する業務」の管理費において、委託料の決算額を予算額と同額で計上し、さらに委託料以外の費用を消耗什器備品費として一括計上していたため、実態を示すものではなく、それらの経費に一般管理費・利益相当額が含まれているなど、計上誤りがあった。

［経費計上ルールの明確化及び納付金の適正算定について（意見）］

当該指定管理は、基本協定書において、収入の実績額が経費の実績額を

上回った場合、上回った額（収支差額）の５割を納付金として市に納付することとされている。このため、収支差額及び納付金を正確に算出するためにも、各経費（直接経費）には実際に要した経費のみを計上し利益相当額等を計上しないことや、一般管理費（間接経費）については上限又は算定基準を設けるなど、経費計上のルールを明確にしておく必要がある。

しかし、これらの経費計上のルールが明確ではなかったこともあり、前記(1)のように、各経費に一般管理費・利益相当額等を含めて計上される状況となっていた。

今回の調査を受け、指定管理者が実態を反映した決算額に修正した結果、当初は赤字（▲270 万 7,761 円）として報告していた当該年度の収支が黒字（59 万 2,752 円）となり、納付金（29 万 6,376 円）を市に納付することとなった。

以上のことから、市及び指定管理者において、経費計上のルールを明確化することを検討されたい。

また、納付金の適正な算定はもとより、今後の指定管理料の妥当性を検証するためにも、市は、実態を反映した収支報告書等の作成を徹底するよう、指定管理者に指導されたい。

４　管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、本指定管理業務を行うにあたり作成又は取得した文書について、目録を作成の上、当該文書を適正に管理するものとし、市が指示する期間、当該文書を保存しなければならないとされている。

しかし、指定管理者は、第三者に委託していた昇降機保守点検業務の委託契約書を紛失していた。

(2) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。

しかし、公演企画制作業務、デザイン制作業務、映像制作業務など多数の業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。

(3) 市の備品であったプロジェクター用スクリーンについて、市は、平成 27 年 3 月 23 日に財務会計システム上で廃棄手続を完了していたが、令和 7 年 11 月 4 日に実施した実地調査において、備品票が貼付された状態で指定管理施設において利用されていた。

5　利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6　経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。